（別記様式１）

［工　事］

〈特約条項〉

　約款第３８条に、次のただし書を加える。

　ただし、平成２８（２０１６）年４月１日から令和７（２０２５）年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和７（２０２５）年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。